

メンタルヘルス・マネジメント検定試験 I 種(マスターコース)
公式テキスト第4版

■正誤表

メンタルヘルス・マネジメント検定試験の公式テキストに記述の誤りがございましたので、お詫びして訂正いたします。

※「第4版・第5刷以降」は、全て訂正済みです。なお、「版・刷」は、公式テキストの奥付(巻末)をご確認ください。

版・刷	頁	行	誤	正
第1刷	261	4	<u>こころほっとライン</u>	<u>こころの耳電話相談</u>
第1～4刷	98		<p>b) 医療・介護分野におけるガイドライン 医療や健康に関する情報は、個人情報の中でも個人のプライバシー上の問題が起こりやすく、不必要に漏れた場合は差別や偏見にもつながり、特に適正で厳格な取り扱いをする必要があります。そのため、医療は国民から高いレベルでの個人情報の保護が求められている3分野のうちの一つになっており、厚生労働省から「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」と「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」が公表されています。そして規模にかかわらず(過去6か月間に5,000人分以下の個人情報しか取り扱ってなくても)、すべての事業者に対しても個人情報取扱事業者の義務を果たすように強調しています。</p> <p>同ガイドラインの中では、医療事務やカウンセラーなど法的な守秘義務のない者に対しても、離職後も含めて守秘義務を課す就業規則などの規定の整備を求めるなど、健康情報について一般的な個人情報よりも厳格な保護が必要であることを強調しています。</p>	<p>b) 医療関連分野ガイドランス 医療や健康に関する情報は、個人情報の中でも個人のプライバシー上の問題が起こりやすく、不必要に漏れた場合は差別や偏見にもつながり、特に適正で厳格な取り扱いをする必要があります。そのため医療分野は、個人情報の性質や利用方法等から、個人情報保護法第6条の規定に基づく特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある分野の一つになっており、厚生労働省から「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドランス」と「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドランス」、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドランス」、「国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドランス」が公表されています。</p> <p>同ガイドランスの中では、法の趣旨を踏まえ医療・介護関係事業者や健保組合等における個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、遵守すべき事項及び遵守することが望ましい事項をできる限り具体的に示してあります。</p>
第1～4刷	115	図表4	緩衝要因	緩衝要因
第1～4刷	173	図表2	家族の理解・強力が得られるか	家族の理解・協力が得られるか
第1～4刷	269	6	「いのちの電話」は都道府県ごとセンターがあり	「いのちの電話」は多くの都道府県にセンターがあり
第1～4刷	278	図表6	「対象者」、「連携専門医療機関」 (青字・太字で記載)	「対象者」、「連携専門医療機関」 (他の事項と同様に黒字・細字で記載<図表6の全12の事項を同列・並列に列記する>)

■出版後の制度変更などに伴う記述内容の変更

※「第4版・第5刷以降」は、全て訂正済みです。なお、「版・刷」は、公式テキストの奥付(巻末)をご確認ください。

版・刷	頁	行	誤	正
第1～4刷	264	C) 6	<u>公認心理士に関する法律は公布されましたが、施行は2017年9月15日までとなっています。</u>	削除